

通達甲（副監．総．企．調）第22号  
平成24年8月21日  
存 続 期 間

部長、参事官  
各 殿  
所 属 長

副 総 監

事件現場医療派遣チーム運用要綱の制定について  
このたび、別添のとおり、事件現場医療派遣チーム運用要綱を制定し、平成24年9月1日から  
実施することとしたから、運用上誤りのないようにされたい。  
命によって通達する。

別添

## 事件現場医療派遣チーム運用要綱

### 第1 目的

この要綱は、事件現場医療派遣チームの運用に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### 第2 定義

この要綱における用語の意義は、次のとおりとする。

- 1 事件現場医療派遣チーム（以下「医療派遣チーム」という。）とは、当庁の要請により傷病者が発生するおそれのある事件の発生現場又はその周辺（以下「現場」という。）に出動し、傷病者が発生した場合には当該傷病者が医療機関に緊急搬送されるまでの間における応急の治療を行う、指定医療機関の医師及び看護師等（以下「医師等」という。）で構成されるチームをいう。
- 2 指定医療機関とは、当庁との間に医療派遣チームの運用に関する協定を締結した医療機関をいう。

### 第3 出動要請対象事件

医療派遣チームの出動を要請する対象となる事件（以下「出動要請対象事件」という。）は、次に掲げる事件とする。

- 1 バス、船舶等の乗っ取り事件
- 2 凶器を使用した人質立てこもり事件
- 3 その他の突発的重要事件

### 第4 出動要請

- 1 事件主管部長又は事件主管部長が指定する者（以下「主管部長等」という。）は、出動要請対象事件の発生に際し、現場において応急の治療を行う態勢を保持する必要があると認めた場合は、指定医療機関に対し、医療派遣チームの出動要請をするものとする。
- 2 主管部長等は、前1の出動要請をする場合は、必要な情報を指定医療機関に提供するものとする。

### 第5 連携

主管部長等は、医療派遣チームが現場に到着した場合は、次のとおり連携を図るものとする。

- 1 医師等に対して警察活動の状況に関する必要な情報を提供するとともに、必要な指揮を行うこと。
- 2 医師等から傷病者に対する措置について必要な助言を受けること。

### 第6 報告

本部事件主管課長は、この要綱による医療派遣チームの出動要請があった場合は、医療派遣チームの運用状況を総務部長に報告するものとする。

### 第7 謝金の支給

この要綱による医療派遣チームの出動要請があった場合は、指定医療機関に対し謝金を支給するものとする。

### 第8 その他

この通達の実施に必要な細部事項については、総務部長が別に定める。